

## 勿凝学問 87

なんとも気になる民主党の衆参国対連絡会議  
ほんとうに参院不要論が高まったりして・・・

2007年6月30日  
慶應義塾大学 商学部  
教授 権丈善一

2007年6月30日未明、社会保険庁改革法案、年金特例法案、そして改正国家公務員法案が参院で可決、成立した。そこでなされた大衆向け演劇の有り様などどうでもいいのであるが、今朝の新聞に、なんとも気になることが書かれていた。

参院には通常、衆院を通過した法案が送られてくる。ともすれば論点は衆院の審議で出尽くし、法案を通すだけの存在とみられてしまう。それを避けようと、十分な審議時間を確保し、野党の見せ場も作りながら法案を成立させる——。与野党を問わず、こうした伝統を意識してきた。片山虎之助参院幹事長も29日の会見で「参院は良識の府。ほどほどのところで両方が決めないといけない。そういうところは衆院よりうまくいっている」と自負を見せた。

だが、円満な運営を演出する余裕は、参院民主党にもなかった。背景には小沢代表の存在があった。民主党は今国会から、小沢氏の意向で**衆参国対の連絡会議**を新設した。そこで最終的な対応を決める仕組みで、参院民主党の幹部は「参院が独自に判断できなくなった」。

それでも自民、民主両党の参院執行部は、最後まで「丁寧な審議」の演出にはこだわった。

『朝日新聞』2007年6月30日朝刊2面

「衆参国対の連絡会議」——これは、相当に大きな意味を持つのではないだろうか。

これまで参院には、その独自性を示すために——率直に言えば、参院不要論への反論の根拠を残すために——衆院とは異なる、与野党の協調路線の下での丁寧な審議を目指そうとする意識がどこかにあった。ところが、「衆参国対の連絡会議」なるものの中で、参が衆と意思統一したり参が衆の意思の下に置かれてしまえば、もちろんのこと、参院不要論への参院側からの反論が難しくなる。

上述の朝日新聞の記事は、次のようにつづく・・・。

27日、矢野氏は副議長室に民主党出身の今泉昭副議長を訪ねた。中間報告を念頭に置いた「根回し」だった。2人は、04年に年金法案の採決で参院が混乱した

直後から自民、民主両党の参院国対委員長を務めた。修復に腐心した間柄だ。今泉氏は「参院不要論につながらないような対応をしてください」と応じた。

実際、29日の国会は、問責決議案の採決などがありながら、与野党が想定した時間通り、整齐と運んだ。だが、与野党幹部らが口にする「協調の府」が変質したことに変わりはない。参院を仕切ってきた自民党の青木幹雄参院議員会長は、今回の国会の運びに忸怩（じくじ）たる思いを抱いているようだ。最近、周囲にこう繰り返す。「参院はきちんと審議時間をとらないといけない。下手をすると参院無用論につながる」。

『朝日新聞』2007年6月30日朝刊2面

「衆参国対の連絡会議」なるものが、衆参国対の調整の役割を果たせば果たすほど、参院無用論は、正論としての強みを増すはずである。

もとより、「勿凝学問 40 マニフェスト政治実現のための制度間強制部に向けたわずかな一歩」(Ⅲ巻, pp.528-9) のなかで、下記、引用部分のような文章を書いたことのあるわたくしからみれば、「衆参国対の連絡会議」新設による参と衆の意思統一という現象は、小選挙区制導入(1994年)、公職選挙法によるマニフェスト容認(2003年)に伴うマニフェスト選挙の開始(2003)から予測される自然の流れであるように見える。そして少なくとも、今国会が「採決強行、懲罰、解任、不信任・・・。参院選を控えて自民、民主両党の2大政党対決は、乱戦の様相を呈した」(上記『朝日新聞』)のは、民主党が新設した「衆参国定の連絡会議」と関係がありそうである。

「勿凝学問 40 [マニフェスト政治実現のための制度間強制部に向けたわずかな一歩](#)」より

「[勿凝学問 37 What's 憲政の常道](#)」に「わたくしの思考力では、どう考えても、マニフェスト選挙が成立するためには、イギリスのように完全小選挙区制かつ実質的な一院制という制度前提が不可欠のように思えてならない」と書き、そこに、一年半以上も前の2003年の末に書いた「勿凝学問 5 マニフェストと小選挙区比例代表並立制の矛盾」の文章、「本当に守られるべきマニフェストを定着させたいのであれば、単独政権が生まれやすい制度環境の整備をはかるために、完全小選挙区制の方向へ進め、衆議院・参議院という二院制のあり方も検討していかなければならないはずである<sup>1)</sup>」を引用していたのであるが、これらの文章を読んだ友だちから、一昨日、「参議院について、なにかいい案ありますかね」、と質問された。

「ばっぼん改革案を考えているよ(笑)。参議院議員に衆議院議員になってもらい、日本の議会を一院制にしてしまう。たとえば、イギリスは日本の人口の半分なのに

<sup>1)</sup> 権丈(2004)『年金改革と積極的社会保障政策——再分配政策の政治経済学Ⅱ』,p.245.

下院議員は約 650 人。衆議院議員は 480 人。250 人くらいの参議院議員のみんなに衆議院議員になってもらっても、人数の上では、別に困ることないんじゃないかい。

わかる人にはわかると思うが、この案は、ばっぼん改革案でありながら、実行可能性も織り込み済み。

ちなみに、イギリスの上院（貴族院）は、実質的には立法府の役割をはたしていないため、二院制を持つ多くの国と同じようにイギリスの二院制も名目的な意味しかもたず、下院（庶民院）の一院のみが、立法機能を実質的にはたしている。そして、イギリスの人口 100 万人当たり下院議員数は 10.7 人、日本の人口 100 万人当たり衆議院議員数は 3.8 人であり、イギリスの人口当たり下院議員数は日本の人口当たり衆議院議員数の 2.9 倍となる。仮に、参議院議員が全員衆議院議員となってももらったとしても、日本の人口 100 万人当たり衆議院議員数は 5.7 人でしかなく、この値は、イギリスのその半分にすぎない。

資料 ( )内は年次

イギリス	下院	646 人(2005)	上院	677 人(2005)	人口	約 6,027 万(2004)
日本	衆議院	480 人(2005)	参議院	242 人(2005)	人口	約 12,768 万(2004)

なお、上記の話は、あくまでもマニフェスト政治実現のための制度環境整備についての技術的な話をしているのであり、マニフェスト政治よりも二院制を選択したいというのであれば、それはそれで、ひとつの見識であることはまちがいない。